

清瀬市手話言語条例（案）

手話は、視覚的な表現を通して意思を伝える独自の体系を持つ言語であり、ろう者を始めとする多くの人々にとって、自己の意思を表現し、日常生活や社会参加において、他者と意思疎通を図るために欠かせない大切な言語です。

しかしながら、手話は長い間、言語としての認知が充分ではなく、正当な評価を受けずに使用に制限が加えられた歴史がありました。私たちはその事実を深く受け止め、手話を一つの言語として認め、尊重し、その使用を保障すること、また意思疎通できる環境を整備することが、真に心豊かな共生社会の実現に不可欠な基盤であると考えます。

こうした認識の下、すべての人が、互いの違いを認め合い、個々の特性に応じて言語としての手話を獲得し、手話で学び、手話に触れ、手話を活用できる環境づくりを推進することが必要です。

清瀬市は、手話言語の普及と理解の促進を図り、手話によるコミュニケーションが自然に行われ、すべての人が対等な立場で支え合いながら生きる共生社会の実現を目指し、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、手話が独自の体系を持つ言語であることを市民に広く認識してもらい、手話の学びと利用の機会を保障し、その普及と理解を推進することにより、ろう者、難聴者、中途失聴者など、手話を必要とする者の意思疎通を行う権利が尊重され、すべての市民が相互に理解し支え合う、共生社会の実現を目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、手話言語とは、手及び指、体の動き、顔の表情等を組み合わせ、視覚的に表現する言語であって、独自の文法体系を持つものをいう。

（基本理念）

第3条 手話言語に対する理解及び手話言語の普及は、次に掲げる事項を基本理念として、行われなければならない。

- （1）手話が独自の体系、文法及び文化を有する一つの言語として尊重され、その使用は保障されなければならない。

(2) すべての市民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、社会において広く理解されるよう、手話を自然に使用できる社会環境の整備を図ることで、市民一人ひとりがコミュニケーションの多様性を認識し、共に生きる社会を築く力を育むことが必要であること。

(3) 手話を活用することは、手話を必要とする者の人権を守り、また手話の普及と理解の促進は、障害の有無に関わらず、誰もが暮らしやすい社会の実現に寄与し、相互理解と共感を深め共生社会の実現を旨として行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念に基づき、手話の普及、学習機会の提供、手話通訳体制の整備等を推進し、市民や事業者と連携して、手話が自然に使用される地域社会の形成に努めるものとする。

(市民及び事業者の役割)

第5条 市民及び事業者は、手話が言語であることを理解し、市の施策に協力し、手話を学ぶことや使用することを通じて、共生社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

(施策の推進)

第6条 市は、次の各号に掲げる事項を基本とし、手話に関する情報発信技術や実用化の進展状況を踏まえながら、総合的に推進するものとする。

- (1) 手話に対する理解の促進及び普及のための啓発活動を図ること。
- (2) 手話による意思疎通の支援及び情報の発信並びに取得の整備を図ること。
- (3) 手話を学ぶ機会をすべての人に対して確保すること。
- (4) 使いやすい手話環境の整備を図ること。
- (5) 手話通訳者の確保、育成及び質の向上、その活動環境の充実を図ること。
- (6) 災害時において、必要な情報を迅速かつ的確に取得し、円滑に意思疎通を図ることができるよう、関係機関との連携に取り組むこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な取組を行うこと。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。